

2024年3月27日

## オーストラリア証券投資委員会による「第3回市中協議：ASICデリバティブ取引報告規則の改正案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が2024年2月15日に公表した「第3回市中協議：ASICデリバティブ取引報告規則の改正案」（以下「改正案」という。）に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

今般、貴委員会が提案した改正案のうち、代替コンプライアンスに係る規定の削除（Removing alternative reporting）について、当協会会員の大手中金融機関からコメントが寄せられた。本件検討に当たり、当該コメントが十分に斟酌されることを期待する。

### 【コメント】

これまで代替コンプライアンス適用のために多大なる労力を割いていただき、感謝申しあげる。

店頭デリバティブ取引報告については、グローバルな整合性およびデータ集約を実現するため、各法域においてCDEおよびLEI・UTI・UPIなどの識別子の導入が進められていると認識している。こうした流れを踏まえると、本来的には各法域で収集するデータが整合的となり、代替コンプライアンスの適用がこれまでより容易になるべきである。さらに、代替コンプライアンスの適用について、貴委員会宛の通知を義務化し、認定する取引報告機関の数を制限すれば、貴委員会の負担は軽減されると考えられる。

一方で、代替コンプライアンスの適用が廃止されると、各金融機関は、それぞれ貴法域での取引報告の体制整備を行うことが求められることから、市場参加者の規制対応負担がより増大する。前述のグローバルな潮流および金融機関の負担等を踏まえ、貴委員会には慎重にご判断いただくとともに、代替コンプライアンス規定の存続をご検討いただきたい。

### （補足説明）

代替コンプライアンスの適用が廃止された場合の金融機関の負担に関して、以下の点を十分考慮いただきたい。

- ・ 2024 ASIC Rules により、既存の取引報告の内容や報告形式が大幅に変わっているため、仮にこれまで取引報告を行っていたとしても体制整備の負担が大きいこと。
- ・ 各法域にて識別子の導入が進められているが、取引報告の対象商品や報告項目等が依然として法域毎に異なっているため、外国金融機関は、その服する法域にて報告している内容と同じものを貴法域で報告すればよいということにはならない。したがって、代替コンプライアンスの適用が廃止されると、外国金融機関は、多大なリソースを投入してシステム開発を実施する必要がある。

以 上